

情

報

ぴっくあっぷ

問合せ
申込み
電話
ファクス
メールアドレス
ホームページアドレス
フリーダイヤル

お知らせ

令和2年 浪江町成人式

▽日時

令和2年1月11日(土)

14時開式(13時受付開始)

*「成人の日」は1月13日(月・祝)

ですが、浪江町成人式

は1月11日(土)に開催しま

す。

▽場所

浪江町地域スポーツセン

ター

(浪江町大字権現堂字下馬
洗田5-2)

+ 浪江診療所 お医者さん

問 浪江診療所 Tel 0240(23)6173

- 診療受付 8時30分～11時30分
13時30分～15時30分
- 場 所 浪江町役場本庁舎北西側
- 診療体制 月・火・木・金曜日…木村医師
水曜日……………派遣医師
※第2水曜日午後は整形外科
※祝日を除く
- 診療内容 内科・外科

+ 仮設津島診療所 お医者さん

問 仮設津島診療所 Tel 0243(24)1431

- 診療受付 8時30分～11時30分
13時30分～15時30分
- 6月
3日(月) 関根
4日(火) 関根
5日(水) 関根・西
6日(木) 関根・木村(皮膚科)
7日(金) 関根(午前)・玉井
10日(月) 関根
11日(火) 関根
12日(水) 関根・西
13日(木) 関根・今村(婦人科)
14日(金) 関根(午前)・玉井
17日(月) 関根
18日(火) 関根
19日(水) 関根・西・福島医大(午前)(整形外科)
20日(木) 関根・木村(皮膚科)
21日(金) 関根(午前)・玉井
24日(月) 関根
25日(火) 関根
26日(水) 関根・西
27日(木) 関根・今村(婦人科)
28日(金) 関根(午前)
- (医師の都合により変更あり)
- 内部被ばく検査(ホールボディカウンター)
検査日時 月曜日～金曜日(祝日を除く)
第2・第4土曜日
9時～11時30分・13時～16時
(受付終了 15時30分)
- 申 込 み Tel 080(2113)1287
(受付時間 8時30分～16時30分)

児童手当現況届を 忘れずに

6月分以降の児童手当を受
けるには、今まで児童手当を

▽対象者

平成11年4月2日～平成12
年4月1日生まれの方

▽その他

- 対象の方には、9月中旬ま
でに案内状を送付します。
- 案内状が届かない場合は、
10月18日(金)までに、ご連絡
ください。

問 浪江町地域スポーツセン
ター

Tel 0240(34)3941

▽支給対象

0歳から中学校卒業まで
(15歳の誕生日後の最初の
3月31日まで)の児童を養
育している方

■児童手当について

児童手当に引き続き受ける要
件があるかどうかを確認す
るためのものです。

受けていた方も含め、全ての
方が現況届を提出する必要が
あります。
現況届を提出しないと、6
月分以降の児童手当を受ける
ことができません。忘れずに
提出してください。

▽提出期限 6月28日(金)

※現況届は、毎年6月1日の
養育状況などを把握し、児
童手当を引き続き受ける要
件があるかどうかを確認す
るためのものです。

▽支給額

- 3歳未満
一律1万5,000円
- 3歳以上小学校終了前
1万円(第3子以降は1万
5,000円)
- 中学生
一律1万円

※児童を養育している方の所
得が所得制限限度額以上の
場合は、特例給付として月
額一律5,000円を支給
します。

※第3子以降とは、高校卒業
まで(18歳の誕生日後の最
初の3月31日まで)の養育
している児童のうち、3番
目以降をいいます。

▽支給時期

原則として、毎年6月、10
月、2月に、それぞれの前月
分までの手当を支給します。
(例) 6月支給分は、2～5
月分の手当を支給します。

▽申請時期

●初めてお子さんが生まれ
たとき

出生により受給資格が生じ
た日の翌日から15日以内
に、申請が必要です。

●第2子以降の出生により養
育するお子さんが増えた場
合など、手当の額が増額に
なるとき

手当額が増額する事由が発
生した日の翌日から15日以
内に、申請が必要です。

- 他の市区町村に住所が変わったとき

転入した日（転出予定日）の翌日から15日以内に転入先の市区町村へ申請が必要です。

- 公務員になったとき、公務員でなくなったとき

町と勤務先に届出・申請をしてください。

※児童手当は、原則、申請した月の翌月分からの支給となります。

問 教育委員会事務局子育て支援係
Tel 0240(34)0252

浪江町移住・定住促進住宅取得事業補助金

浪江町へ新たに転入した方の住宅取得（建築または購入）費用の一部を補助します。

▽対象者

- 平成23年3月11日時点で浪江町に住所を有していない方で、平成29年3月31日以降に浪江町に転入し、新たに住宅を新築または購入された方

▽補助金額

- 基礎補助額 100万円

- 加算要件に該当する場合は最大45万円を追加補助

▽受付期間

令和2年3月31日(火)まで

申・問 まちづくり整備課計画係
Tel 0240(34)0227

情報格差解消事業補助金

浪江町内の住宅へ新たにインターネット光回線を整備する工事費または衛星放送受信環境整備工事費に要する経費の一部を支援します。

▽対象者

申請時点で浪江町に住民票があり、同一設置場所下同補助金を一度も申請していない方

▽対象期間

平成28年9月1日から令和2年3月31日まで

※期間内に工事が終了していること。

▽対象工事費

- 新たに住宅へインターネット光回線を引き込む初期工事費
- 衛星放送受信環境を整備する工事費

※どちらか一方のみが対象となる

なります。契約手数料、通信費は対象外です。

▽補助金額

工事に要した経費の総額（2万5,000円が上限）

▽注意事項

工事費の分割払いは対応できません。

▽申請方法

申請書に必要書類を添えて、郵送または企画財政課情報統計係までご持参ください。

問 企画財政課情報統計係
Tel 0240(34)0241

専門家による自宅の状況調査

震災の影響により長期間空き家となっている住宅について、専門家による住宅の状況調査（既存住宅状況調査技術者派遣事業）を実施します。

▽調査内容

目視による住宅の劣化状況、欠陥の有無、改修すべき箇所、改修に要する概算費用の調査および算出

▽対象者

浪江町内に住宅を所有している方（町税などを滞納している方は除きます）

▽対象となる住宅

次の全てに該当する住宅

- ①浪江町内の既存戸建住宅
- ②平成23年3月11日以降居住していない住宅

▽調査に要する費用

町が負担する費用の上限は15万円。上限を超過した場合の超過分は申込者負担となります。

▽申込期限

11月29日(金)

※申込数が定数（4戸）に達した場合は、申込期限前でも受付を終了します。

▽申込方法

窓口または郵送にてお申込みください。

※申込書は住宅水道課住宅係窓口で受け取るか、町ホームページからダウンロードできます。

問 住宅水道課住宅係
Tel 0240(34)0232



ここから下は広告です。

住民税が 未申告の方へ

確定申告が不要な場合でも、前年中に収入がなかった方や収入が少なかった方は、住民税の申告は必要です。

住民税未申告の場合、収入を把握できないため、次のことが受けられなくなります。

- 国民健康保険税の軽減判定を受けられない
- 給付や手当などを受けられない
- 所得証明書などの税に関する証明書の発行を受けられない

申告がお済みでない方は、住民税の申告をお願いします。
※確定申告をされた方は必要ありません。

問 住民課課税係
Tel 0240(34)0224

「労働困りごと相談 会」を開催します

賃金未払い、解雇、退職など、労使間のトラブルに関する困りごとや疑問について相談をお受けします。

相談は無料で秘密は厳守します。気軽に相談ください。

▽日時
7月7日(日) 10時～16時

▽現地相談会

● 郡山市労働福祉会館

(郡山市虎丸町7番7号)

● 福島県会津若松合同庁舎

(会津若松市追手町7番5号)

▽申込期限 7月5日(金)

事前予約が必要です。

▽電話相談

Tel 024(521)7594

10時～19時

問 福島県労働委員会事務局

Tel 024(521)7594

労働保険の年度更新 などのお知らせ (事業主の皆さんへ)

令和元年度における労働保険の年度更新申告期限は7月10日です。期限までに、最寄りの銀行、郵便局、労働基準監督署または福島労働局で更新の手続をしてください。

※労働保険の年度更新は電子申請を、労働保険料の納付は口座振替をご利用ください。

問 福島労働局総務部労働保険徴収室

Tel 024(536)4607

総務省からの お知らせ

6月1日から10日は、「電波利用環境保護周知啓発強化期間」です。

不法電波は人命に関わる重要無線通信を妨害して、私たちの生活を脅かします。

電波の混信・妨害については、総務省東北総合通信局相談窓口までご連絡ください。

▽相談窓口

Tel 022(221)0641

問 総務省東北総合通信局電波

監理部電波利用環境課

Tel 022(221)0677

仮設住宅・借上げ住宅を 適正に使用しましょう

応急仮設住宅(建設型・借上げ型)は、災害救助法に基づき、避難により住宅に困窮している方で、自らの資力で住宅を確保できない方に供与するものです。次に該当する場合は目的外使用となりますので、速やかにご返却ください。

- 応急仮設住宅以外に住居がある
- 一時的な宿泊場所としての使用
- 複数の仮設・借上げ住宅の使用
- 物置としての使用
- 入居登録者以外の使用
- 居住目的以外での使用(商業用など)

- ※目的外使用については、契約の解除や明渡し請求を行う場合があります。
- ※借上げ住宅の不適正使用者に対して福島県から損害賠償請求や訴訟が行われている事例があります。
- ※応急仮設住宅を退去する場合は、退去日の1か月前までに「仮設住宅等使用終了届」を提出してください。

問 生活支援課住宅支援係 Tel 0243(62)0194

ここから下は広告です。

平成31年度浪江町個人住民税に関するお知らせ

個人住民税の納期について

6月から、平成30年中の所得申告に基づき、平成31年度の個人住民税の課税が始まります。

6月中旬に普通徴収の納税通知書および納付書を発送予定です（特別徴収の方については、5月に事業所や給与支払者などに送付済みです）。

各納期については、次のとおりです。

■普通徴収の方（住民個人が自ら税金を納める方法）

期 別	納 期 限
第1期	令和元年7月1日
第2期	令和元年9月2日
第3期	令和元年10月31日
第4期	令和元年12月25日



■特別徴収の方（給与などから税金を差し引きし、給与の支払者が納める方法）

期 別	月	納 期 限
第1期	令和元年6月	令和元年7月10日
第2期	令和元年7月	令和元年8月13日
第3期	令和元年8月	令和元年9月10日
第4期	令和元年9月	令和元年10月10日
第5期	令和元年10月	令和元年11月11日
第6期	令和元年11月	令和元年12月10日

期 別	月	納 期 限
第7期	令和元年12月	令和2年1月10日
第8期	令和2年1月	令和2年2月10日
第9期	令和2年2月	令和2年3月10日
第10期	令和2年3月	令和2年4月10日
第11期	令和2年4月	令和2年5月11日
第12期	令和2年5月	令和2年6月10日

※納税通知書などには「平成31年度」と表記されていますが、法律上の効果は変わりませんので、「令和元年度」と読み替えていただきますようお願いします。

個人住民税の減免について

東日本大震災等による被災者に対する平成31年度の町税等の減免に関する条例により、平成31年度個人住民税の一部を減免します。

■対象者 平成23年3月11日時点で避難指示区域※に住所を有していた方

内 容	平成30年中の合計所得金額	減免割合
	400万円以下	全額減免
	400万円を超え500万円以下	3/4減免
	500万円を超え750万円以下	1/2減免
	750万円を超え1,000万円以下	1/4減免

○平成23年3月11日時点で、浪江町以外の避難指示区域※に住所を有していた被災者の方で、現在浪江町に住所が有る方についても、減免が適用される場合がありますので、住民課課税係までお問合せください。

※避難指示区域とは福島第一原子力発電所事故により国が避難指示区域の指定を行った区域

問 住民課課税係 TEL 0240(34)0224

ここから下は広告です。

イベント・募集

町長杯
ゲートボール大会

▽日時 6月15日(土) 9時～15時

▽場所 二本松市郭内屋内ゲート

ボール場

▽参加人数 制限なし

▽参加資格

ゲートボール協会会員および参加希望の町民

※初心者歓迎、用具あり

▽主催

浪江町、浪江町教育委員会、浪江町中央公民館

▽主管

浪江町ゲートボール協会

▽申込締切

6月11日(火)

▽申込方法

電話またははがきでお申込みください。

申・問 浪江町ゲートボール協

会長 田尻仁一郎

Tel 080(2810)4150

〒964-0901

二本松市表2-816 県

営表団地309

問 浪江町地域スポーツセン
ター
Tel 0240(34)3941

しあわせ金婚夫婦

結婚50周年を迎えられたご夫婦を祝福し、賞状と金メダルをお贈りします。

自己申告となりますので、忘れずにお申し込みください。

▽対象

浪江町に住所がある昭和44年1月1日から同年12月31日までに結婚されたご夫婦

または前回までに申込みをされなかったご夫婦

▽申込期限

7月11日(木)厳守

※詳細はお問合せください。

問 浪江町老人クラブ連合会事

務局(浪江町社会福祉協議

会浪江事務所)

Tel 0240(34)4685

Fax 0240(35)5555

国家公務員採用試験

人事院では、国家公務員採

用一般職試験(高卒者試験)

を実施します。

申込みはインターネットか

人権擁護委員に任命されました

4月1日付けで人権擁護委員に4人の方が任命されました。

- 林 心澄 さん(再任) ●鈴木 恵一 さん(再任)
- 齋藤 俊行 さん(新任) ●星 秀美 さん(新任)

特設人権相談を開催します

いじめ・虐待・いやがらせなど、一人で悩まず、人権擁護委員と一緒に解決方法を見つけましょう。

人権擁護委員はあなたの街の相談パートナーです。お気軽にご相談ください。

■開催日時 6月4日(火) 10時～15時(12時～13時を除く)

■場 所 浪江町役場本庁舎1階 第一行政相談室

■当日専用ダイヤル Tel 090(9030)0164

※相談は無料、秘密は厳守します。

問 住民課住民係 Tel 0240(34)0230

ら行ってください。

▽インターネット申込受付期

間 6月17日(月)～6月26日(水)

▽第一次試験日

9月1日(日)

▽申込方法

国家公務員試験採用情報N

AVIから申込み

Url <https://www.jinji.go.jp/saiyo/saiyo.html>

※申込方法や受験資格などの

問 人事院東北事務局第二課試験係
Tel 022(221)2022

詳細は、ホームページまたは人事院東北事務局にお問合せください。



お詫びと訂正

広報なみえ 5月号22頁に掲載された、「財務省福島財務事務所からのお知らせ」の掲載内容に誤りがありました。お詫びして訂正いたします。

- 多重債務者相談窓口専用の電話番号
(誤) Tel 024(535)0064
(正) Tel 024(533)0064

よろしく
お願いします

5月1日付けで任期付職員として採用されました。町民の皆さま、よろしく願います。

*産業振興課

牧谷 さゆり



*浪江にじいることも園

金山 美優



なみえ創成小・中学校 (校庭・体育館・クラブハウス)の 使用方法について

「なみえ創成クラブハウス」が完成し、なみえ創成小・中学校の校庭をはじめとした施設で活動する際に使用可能な、休憩場所やトイレなどの設備が整ったことに伴い、学校敷地内の各種施設を開放しますので、ぜひ皆さんご利用ください。

■開放日時・対象施設

- 平日（学校閉庁日以外）
 - ・校庭 8時30分～18時
 - ・体育館 8時30分～19時30分
 - ・クラブハウス 8時30分～19時30分
- 休日（学校閉庁日：土曜・日曜日、祝日、夏休みなどを含む学校が休みの日）
 - ・校庭 10時～17時30分
 - ・体育館 10時～17時
 - ・クラブハウス 10時～17時

■使用対象

- 団体（成人が含まれることが必須）が行うスポーツおよびレクリエーションなど
※次のいずれかに該当する場合は利用できません。
 - ①政治的活動のための利用
 - ②宗教的活動のための利用
 - ③専ら営利を目的とする利用
 - ④その他教育委員会事務局が利用禁止を適当と認めるもの

■使用料

- 無料（令和2年度以降は変更の可能性有り）

■申込方法

- ①使用予定日の1か月～2週間前
※事前に、なみえ創成中学校教頭に空き状況を確認してください。
※なみえ創成小・中学校事務室前に備え付けてある「スポーツ・学校体育施設使用許可申請書」（印鑑必要）を記入し、なみえ創成中学校教頭に提出してください。
※同一の団体の使用は、原則、週2日までとします。
- ②使用許可申請書の提出から1週間程度
※使用許可申請書の内容に基づき、事業目的に合致すると判断された場合、教育委員会事務局から「使用許可書」を発行します。
※使用が許可された場合でも、学校教育、町の

事業や施設の保全などの実施日程との兼ね合いから、不許可となる場合がありますのでご了承ください。

■使用方法

①使用前

※下記の場所で、「使用許可書」を提示し、門扉の鍵や簿冊などを受領してください。

- 平日（学校閉庁日以外）の8時30分～16時に使用する場合
なみえ創成小・中学校の職員室
- 上記以外の時間に使用する場合
浪江町地域スポーツセンター（秋桜アリーナ）
※学校敷地の北西にある門扉から中に入り、（車利用の場合は）クラブハウス駐車場に車両を駐車し、各施設を使用してください。
※体育館・クラブハウスの鍵の開閉方法については、受領した簿冊などに記載しているので確認してください。

②使用后

※使用した施設の清掃や施錠などについては、受領した簿冊に記載しているチェックリストに沿って、不備がないよう適切に行ってください。
※外に出る際は、学校敷地の北西にある門扉の施錠を必ず確認してください。
※許可を受けた時間内に、門扉を施錠して退出してください。
※下記の場所に、門扉の鍵や簿冊などを返却してください。

- 平日（学校閉庁日以外）の8時30分～16時に使用する場合
なみえ創成小・中学校の職員室
- 上記以外の時間に使用する場合
浪江町地域スポーツセンター（秋桜アリーナ）

■その他注意事項

- 使用当日に受け取った簿冊などの中に、使用時の注意事項を記載していますので確認してください。



充実した設備が整備された
「なみえ創成クラブハウス」



人工芝の緑がまぶしい校庭



広々とした体育館

☎ 教育委員会事務局学校教育係 ☎ 0240(34)5710

各種証明書の発行手数料について

住民課で発行している各種証明書の手数料は以下のとおりです。

証明書は、浪江町役場本庁舎・二本松事務所・福島出張所・いわき出張所および南相馬出張所で発行しています。なるべく釣り銭の出ないようにご協力をお願いします。

また、遠方にお住まいの方で郵便請求を行う場合は、現金書留または手数料分の定額小為替の同封をお願いします。定額小為替は郵便局で購入できます。なお、定額小為替には、何も記入しないでください。

詳細については、町ホームページをご確認いただくか、下記担当へお問合せください。

【戸籍・住民票・印鑑証明】

証明書の種類		手数料 (1通当たり)
戸 籍	全部事項証明書 (戸籍謄本)	450円
	個人事項証明書 (戸籍抄本)	
	改製原戸籍	750円
	除籍謄本	
	戸籍の附票	200円
	戸籍届の受理証明書	350円
	身分証明書	200円
	独身証明書	350円
住 民 票	世帯全員の住民票 (住民票謄本)	1～5人 200円 6～10人 400円 11～15人 600円
	一人分の住民票 (住民票抄本)	200円
	除かれた住民票 (住民票の除票)	200円
	記載事項証明書	200円
印 鑑 証 明	印鑑登録 (再登録) ※原則本人のみ	200円
	印鑑登録証明書	200円

【税務証明関係】

証明書の種類		手数料 (1通当たり)
納 税 証 明 書	軽自動車継続検査用納税 証明書	無料
	納税証明書	200円
	未納がないことの証明書	200円
	※1年度1税目を1件200円とし、1 税目を増すごとに40円の加算とな ります。	
町 民 税	所得・課税証明書 (非課税証明書・児童手当 用含む)	200円
	※最新年度の所得・課税証明書は6月 1日以降に発行できます。	
法 人 町 民 税	事業所所在地証明書	200円
固 定 資 産 税	評価証明書	200円
	公課証明書	200円
	住宅用家屋証明書	1,300円
	名寄帳兼課税台帳	200円
	※土地は1筆、建物は1棟を1件200 円とし、これを超えるときは、それ ぞれ1筆または1棟増すごとに40 円の加算となります。	

令和2年度採用 浪江町職員採用候補者試験のお知らせ (大学卒程度・資格免許職(保育士))

■試験職種、採用予定人員および主な職務内容

試験職種		採用予定人員	主 な 職 務 内 容
大学卒程度	行政職	3人程度	行政全般に関する企画立案、調査、連絡調整、相談業務など
資格免許職	保育士	2人程度	認定こども園の運営業務、子育て支援業務、保育行政事務など

■採用予定時期 令和2年4月1日以降

■受験資格

試験職種		生年月日、資格・免許など
大学卒程度	行政職	昭和59年4月2日から平成10年4月1日までに生まれた方 (学歴は問いません)
資格免許職	保育士	昭和54年4月2日以降に生まれた方で、保育士資格および幼稚園教諭免許を 有する方または当該資格および免許を令和2年3月末までに取得見込みの方 (学歴は問いません)

※職務経験期間の有無、資格および免許の確認のため、最終合格決定後、資格証・免許証の写しおよび在職期間証明書などを提出する必要があります。なお、採用時に資格証・免許証の写しが提出されないときには、内定などを取り消す場合があります。

※採用時に普通自動車免許を有していることが条件です。

■試験の期日、場所および発表

区 分	期 日	時 間	試 験 会 場	発 表
第1次試験	7月28日 (日)	◆9時～9時30分 受付 ◆10時～正午 (行政職) 教養試験 ◆10時～11時15分 (資格免許職) 教養試験 (休憩) ◆13時～15時 (行政職) 専門試験 ◆13時～14時30分 (資格免許職) 専門試験 専門試験終了後 適性検査 (事務適性検査および性格 特性検査)	福島大学 (福島市金谷川1番地)	8月下旬 役場掲示板に合格者の受験番号を掲示するほか合格者に通知します。
第2次試験	9月下旬(第1次試験合格者に別途通知します)			別途通知

■受付期間

6月21日(金)まで(執務時間中に限ります)

郵便による申込書提出の場合は、6月19日(水)までの消印のあるものに限り受け付けます。

■職員採用試験の申込用紙請求・申込書送付・問合せ先

〒979-1592 浪江町大字幾世橋字六反田7番地の2 浪江町役場 総務課行政係

TEL 0240(34)2111(代表) TEL 0240(34)0235(直通)

※申込用紙は、町ホームページからダウンロードできます。

※高校卒程度の採用試験については、決定次第、町ホームページなどでお知らせします。

厚生労働省福島労働局委託事業「福島雇用促進支援事業」 福島広域雇用促進支援協議会からのお知らせ

職場体験実習 「大人のインターンシップ」 説明会



就職活動に一步が踏み出せず不安、未経験の職種にチャレンジしてみたいけど自分に合うか分からない…。そんな方、必見!! 県内480か所以上の登録事業所の中から興味のある仕事を体験できるチャンスです。求人票だけでは分からない職場を自分で見て、聞いて、やってみる。そんな体験型の就職活動はいかがですか。まずは説明会にご参加ください。

▷内 容 1人15分程度の個別説明会
(申込不要・参加無料)

【南相馬会場】

▷日 時 7月2日(火) 13時30分～15時30分
▷会 場 ハローワーク相双
(南相馬市原町区桜井町1-127)

【相馬会場】

▷日 時 7月3日(水) 9時30分～11時30分
▷会 場 ハローワーク相馬
(相馬市中村1-12-1)

【企業申込型】【個人申込型】 事故由来廃棄物等特別教育講習

除染で出た除去土壌や汚染廃棄物などの処分業務に従事する際には、事故由来廃棄物等特別教育講習を受講しなければならないとされています。
1日で取得できます。



企業申込型



個人申込型

▷日 時 7月17日(水)
9時～17時
▷会 場 かしま交流センター2階大ホール
(南相馬市鹿島区横手字川原186-1)
▷定 員 60人程度
▷締切日 [企業申込型] 7月3日(水)
[個人申込型] 7月10日(水)

※雇用保険受給者で証明書が必要な方に参加証明書を発行します。

【企業向け】 雇用に係る支援制度研修会 および助成金活用術セミナー



企業にとって、補助金や助成金の活用は大きなメリットがあります。このたび、雇用に係る支援制度の特徴や改正点を学ぶ研修会と、実務上の成功・失敗事例を基にその活用法を学ぶセミナーを同時開催します。この機会に「知って良かった」という知識を得てみませんか。
詳しくは、お問合せいただくか、ホームページをご覧ください。

【南相馬会場】

▷日 時 6月27日(木)
[受付] 9時50分～
[研修会・セミナー] 10時～16時
▷会 場 ウエディングパーク原町フローラ
(南相馬市原町区高見町2丁目30-6)
▷定 員 40社程度(1社2人まで)
▷締切日 6月24日(月)

【いわき会場】

▷日 時 7月3日(水)
[受付] 9時50分～
[研修会・セミナー] 10時～16時
▷会 場 いわき産業創造館L A T O V 6 F
(いわき市平字田町120番地)
▷定 員 40社程度(1社2人まで)
▷締切日 6月28日(金)

申・問 福島広域雇用促進
支援協議会
福島統括窓口
(福島市中町4番20号みんなゆうビル202号)
TEL 024(524)2121
FAX 024(524)2125
URL <https://fkkoyou.net/>
働きたいネットで検索
●ホームページトップQRコード



なみえタブレット 通信



タブレットの故障を防ぐために！

タブレットの故障は様々な原因が考えられます。落として画面を割ってしまったり、水没させてしまったり。今回は気付かないところに潜む故障の原因についてお伝えします。

梅雨時の湿気に注意

6月は梅雨の時期。雨に濡れると故障の原因になります。湿気で故障してしまう可能性もあります。

雨に濡れないように、タブレットケースを活用したり、換気した部屋でタブレットを保管しましょう。



水回りでの水濡れに注意

台所や洗面台でタブレットを使用する場合、水滴や石けんの泡が付着したり、濡れた手で操作したりすることは故障の原因になります。

水回りで使用する際は、置き場所を工夫するなど、タブレットが濡れないように気を付けましょう。

気温が高い日に注意

タブレットを直射日光が当たる場所や車内などに放置すると、電池パックの液漏れ・発熱・破裂・劣化が起こる可能性があります。

タブレットは、精密機械で高温にとっても弱いので、長時間放置することは避けましょう。

もし故障してしまったら…

タブレットの故障・破損の際は直接メーカー（ASUS）へお問合せください。その際、タブレットのシリアルナンバーを聞かれますので、事前に確認しておきましょう。

故障・破損修理の連絡先

ASUS（エイスース） [URL https://www.asus.com/jp/](https://www.asus.com/jp/)

●固定電話から（通話料無料） **TEL 0800(123)2787**

●携帯電話から **TEL 0570(783)886** ※受付時間 9時～19時（年中無休）

タブレットに関する
お問合せ

浪江町タブレットサポートセンター ※通話料無料
☎ 0800(919)3287（平日9時～17時15分）

問 企画財政課情報統計係 **TEL 0240(34)0241**

北部衛生センターからの お知らせ

浪江町内（帰還困難区域を除く地域）の家庭ごみの受け入れを行っています。粗大ごみや指定ごみ袋以外での持ち込みは有料となります。

■平 日（年末年始を除く）

9時30分～11時30分・13時～15時30分

■休 日（6月～9月）

6月16日（日）7月15日（月）

8月12日（月）9月16日（月）9時30分～11時30分

※10月以降の受入日は、広報なみえ9月号でお知らせします。

※休日は、事業系のごみの受け入れはできません。

（平日は可燃ごみのみ受け入れを行っています、有料となります）

※平日の事業系ごみ（可燃ごみ以外）の持ち込みについては、双葉地方広域市町村圏組合施設維持課または北部衛生センターにお問合せください。

ごみ出しのルールを 守りましょう

浪江町内（帰還困難区域を除く地域）では、ごみの分別・回収方法が震災以前の方法に変更されています。

「指定のごみ袋に入っていない」「正しく分別されていない」といった場合は『違反ごみ』になるため回収できません。

また、鳥獣によるごみの散乱被害を防ぐためにも、収集日の朝（8時30分まで）にごみステーションに出すようにしてください。

ごみの分別方法と回収日については、住民課除染環境係で配布している「ごみと資源の分け方・出し方」「家庭ごみの収集カレンダー」のリーフレットをご確認ください。リーフレットは窓口に備え付けています。

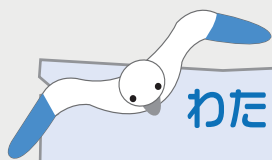
マナーとルールを守り、皆さんで協力して、快適な住環境を保っていきましょう。

お問合せ先

双葉地方広域市町村圏組合
北部衛生センター
TEL 0240(35)5454
平日9時30分～15時30分

双葉地方広域市町村圏組合
施設維持課
TEL 0240(22)3333(代)
平日8時30分～17時15分

浪江町役場住民課除染環境係
TEL 0240(34)0228
平日8時30分～17時15分



わたしたちのまち

(平成31年4月末現在)

人	□	17,404人
男		8,526人
女		8,878人
世帯数		6,874世帯
問 住民課住民係	TEL	0240(34)0230
居住人口		1,008人
居住世帯数		657世帯

※計上根拠…避難住民届、転入届、
社会福祉協議会訪問など

問 総務課防災安全係 TEL 0240(34)0229

お誕生

出生届は14日以内に

こどもの名 性別 親の名 住所

3月

植田 涼都	男	康弘・美紀子	高瀬
時田 蘭七	女	悠・やす子	立野
阿部 煌志郎	男	裕志・夏奈	立野
近藤 李	女	亮・沙織	川添
佐藤 武	男	一也・芳江	加倉

4月

磯貝 顕悟	男	智也・美代子	権現堂
北里 結心	女	学・弥生	小野田

お悔やみ

死亡届は7日以内に

死亡者名 年齢 住所

3月

瀧口 トヨ子	86歳	川添
陶 芳子	90歳	大堀

4月

谷島 正巳	95歳	権現堂
川合 陽一	71歳	権現堂
齋藤 マサ	96歳	川添
飯田 龍三	82歳	川添
石田 静	72歳	川添
安田 善勝	75歳	高瀬
安倍 絹子	89歳	棚塩
岡和田 新	80歳	請戸
鈴木 孝男	83歳	請戸
黒木 ヨシイ	91歳	井手
荒川 茂	88歳	末森
志賀 富美恵	64歳	田尻
佐々木 一郎	74歳	酒田
小野寺 将希	24歳	権現堂
原田 喜代	91歳	立野
山本 孝一	85歳	室原

お誕生・お悔やみ欄には、連絡が取れた
方のみ掲載しています。

問 企画財政課情報統計係
TEL 0240(34)0241

避難状況 (4月30日現在)

都道府県	人数	対3/31	都道府県	人数	対3/31
北海道	55	0	滋賀県	6	0
青森県	44	0	京都府	33	0
岩手県	37	0	大阪府	66	0
宮城県	911	0	兵庫県	20	0
秋田県	45	-1	奈良県	5	0
山形県	130	0	和歌山県	0	0
福島県	14,212	-19	鳥取県	0	0
茨城県	997	0	島根県	6	0
栃木県	472	-3	岡山県	20	0
群馬県	138	-2	広島県	10	0
埼玉県	667	4	山口県	1	0
千葉県	570	0	徳島県	1	0
東京都	846	-1	香川県	5	0
神奈川県	421	1	愛媛県	8	0
新潟県	340	-5	高知県	5	0
富山県	16	0	福岡県	19	0
石川県	27	0	佐賀県	4	0
福井県	11	0	長崎県	10	0
山梨県	41	0	熊本県	6	0
長野県	55	0	大分県	5	0
岐阜県	16	0	宮崎県	10	0
静岡県	52	0	鹿児島県	8	0
愛知県	40	-1	沖縄県	13	0
三重県	7	0	国外	10	-1

消防署からのお知らせ

こんな症状が出たら熱中症かもしれません!

軽度

- めまい
- 手足のしびれ
- 大量の汗

中度

- 頭痛
- 嘔吐
- 虚脱感
- 集中力、判断力の低下

重度

- 意識障害
- 体温40度以上
- 発汗停止
- けいれん

熱中症になったときの対処方法

- ①涼しい場所・環境(クーラーのある場所や日陰など)に移動する
- ②水分・塩分を取る
- ③氷のうなどで首やわきの下、太ももの付け根などを冷やす
- ④脱衣(ベルト・ネクタイ・下着などを緩める)させる
- ⑤病院を受診する

火事と救急は119番

消防署
連絡先

浪江消防署 TEL 0240(34)4111
富岡消防署 TEL 0240(22)2119



空間線量計(精密博士)校正のための回収と健康相談のお知らせ

県内の復興公営住宅の集会所において、空間線量計校正のための回収と健康相談を行います。

浪江町で貸与した空間線量計は、正確な測定をするために年に1回の校正が必要です。前回の校正から1年以上経過している方は、校正を行ってください。空間線量計の回収は、下記の日程で行いますので、お持ちいただく際は、配布時の箱に入れてお持ちください。なお、校正に3週間程度かかりますので、校正終了後、空間線量計をご自宅に送付します。また、空間線量計を使用しない方については、返却も受け付けます。

当日は健康相談会も実施しますので、復興公営住宅にお住まいの方以外もお気軽にお越しください。

【空間線量計校正のための回収および健康相談日程表】 ※を除き県営

地区	日にち	実施時間	実施場所	住所
桑 折	6月18日 (火)	11時～12時	町営桑折駅前団地※	伊達郡桑折町字東段30-10
福 島	6月19日 (水)	10時～11時	飯坂団地	福島市飯坂町字銀杏5-1
		13時～14時	北沢又団地	福島市北沢又字大和田前1-7
		14時20分～15時	北中央団地	福島市北中央3丁目13-1
郡 山	6月20日 (木)	10時30分～11時30分	八山田団地	郡山市八山田西2丁目304
いわき	6月21日 (金)	10時30分～11時10分	中原団地	いわき市小名浜字中原8-1
		11時30分～12時10分	下神白団地	いわき市永崎字町田74
		13時30分～14時10分	宮沢団地	いわき市内郷宮町宮沢61-41
		14時30分～15時10分	北好間団地	いわき市好間町北好間字中川原1-1
		15時30分～16時10分	四ツ倉団地	いわき市四倉町上仁井田字九反坪1-1
二本松	6月25日 (火)	10時20分～11時	表団地	二本松市表二丁目816
		11時20分～12時	若宮団地	二本松市若宮二丁目8-1
		13時20分～14時	根柄山団地	二本松市油井字根柄山72-1
		14時20分～15時20分	石倉団地	二本松市油井字大窪96
南相馬	6月26日 (水)	9時30分～10時10分	西町団地	南相馬市鹿島区西町3丁目54-1
		10時30分～11時30分	北原団地	南相馬市原町区北原字前谷地230-1
		13時～13時40分	牛越団地	南相馬市原町区牛越字辻内1-1
		14時～14時40分	上町団地	南相馬市原町区上町1丁目12-1
		15時～15時40分	南町団地	南相馬市原町区南町4丁目9-1
川 俣	6月28日 (金)	9時30分～10時20分	壁沢団地	伊達郡川俣町字壁沢23
本 宮	6月28日 (金)	11時10分～12時	下田第二市営住宅※	本宮市和田字下田5
		13時30分～14時20分	吹上市営住宅※	本宮市仁井田字吹上37
		14時30分～15時20分	楸形第二市営住宅※	本宮市仁井田字楸形21

※各団地の【集会所】にて実施していますので、実施時間をご確認の上、お越しください。

■上記以外の方でも校正の申込みができます。

①役場などへ持ち込む場合

空間線量計を配布時の白い箱に入れ、浪江町役場本庁舎（健康保険課放射線対策係）、二本松事務所、各出張所窓口のいずれかへお持ちください。申込書は各窓口へ備え付けてあります。

②送付の場合

封筒、送り状（着払い）をお届けしますので、送付前に株式会社JBジャパン・ブランドまでご連絡ください。封筒などが届いたら、申込書にご記入の上、空間線量計を配布時の白い箱に入れ、「着払い」で次の送付先にお送りください。

〒960-8018 福島県福島市松木町10番8号 FDKビル1F

株式会社JBジャパン・ブランド

TEL 024(573)2545 FAX 024(573)2544 E info@jb-japan-b.jp



問 健康保険課放射線対策係 TEL 0240(34)0261

自家消費食品などの放射能簡易分析結果

問 健康保険課放射線対策係
TEL 0240(34)0261

町は、自家消費食品などの安全安心のため、食品中の放射能を測る機器を配備し、放射性物質の測定を行っています。

■ 4月の分析結果（浪江町役場本庁舎、二本松事務所受付分合計）

全ての検体		基準値以上検出された検体数		
区 分	検体数	品 名	基準値を超えた検体数	最大値 (Bq/kg) *
野 菜	27		0	
果 実	1		0	
魚	0		0	
山菜、きのこ類	44	コシアブラ、 タラノメ、 タケノコ、ワラビ、 フキノトウ、ウド	14	4,344.2 (コシアブラ)
米	0		0	
その他	3		0	
水(井戸水・湧水など)	1		0	
合 計	76		14	

* 基準値を超えた検体数が複数の場合は、数値の高いものを記載しています。

食品衛生法における基準値
(セシウム134、セシウム137の合算値)

- 一般食品……100 Bq/kg
- 飲料水……… 10 Bq/kg
- 牛乳……… 50 Bq/kg
- 乳児用食品… 50 Bq/kg

※容量不足となった検体の掲載は除いています。

正確な測定をするために、食品であれば500グラム以上、水であれば2リットル程度必要です。

※帰還困難区域以外のものを受付しています。

自家消費食品などの簡易測定は、浪江町役場本庁舎、二本松事務所で随時受付しています。

ご希望の方は、お問合せください。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

給食食材の放射性物質測定結果

問 教育委員会事務局学校教育係
TEL 0240(34)5710

町は、なみえ創成小学校・中学校および浪江にじいりこども園に通学・通園する子供たちへ、安全安心な給食を提供するため、国の出荷制限や摂取制限の対象外となっている安全な食材を給食に使用するとともに、給食食材の放射性物質を測る機器を配置し、放射性物質測定を行っています。

■ 4月の測定結果（なみえ創成小・中学校給食調理場内）

給食食材主要5品目を測定			
第2週	第3週	第4週	第5週
不検出	不検出	不検出	不検出

第1週は春休み期間中のため給食の提供はありませんでした。

※詳しくは、町ホームページをご覧ください。

ここから下は広告です。

町内モニタリングポスト測定結果

問 原子力規制委員会原子力規制庁監視情報課
Tel 03(5114)2125

原子力規制委員会が町内93か所に設置したモニタリングポストの測定結果をお知らせします。

* 原子力規制委員会放射線モニタリング情報 <https://radioactivity.nsr.go.jp/map/ja/>

* 定期点検や通信回線の不具合などにより「調整中」となる場合があります。

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

地 区	測 定 地 点	5月1日	5月15日
浪 江	旧法務局	調整中	調整中
	浪江町役場	0.06	0.06
	権現堂集会所	0.16	0.17
	新町ふれあい広場	0.07	0.07
	浪江消防署	0.08	0.09
	請戸川土地改良区	0.14	0.14
	浪江小学校	0.11	0.10
	J R 浪江駅前	0.20	0.24
	ふれあいセンター	0.25	0.24
	中央公園	0.13	0.14
	双葉地方森林組合浪江事業所	0.23	0.23
	国玉神社	0.41	0.41
	上ノ原配水場近傍	0.43	0.45
	川添葉山会館	調整中	調整中
	浪江中学校	0.29	0.29
	南上ノ原町営住宅	0.26	0.28
	中上ノ原町営住宅	0.23	0.23
	しらうめ荘	0.18	0.17
	樋渡牛渡集会所	0.24	0.25
	高瀬浄化センター	0.11	0.12
	丈六公園	0.35	0.36
	高瀬多目的集会所	0.12	0.12
	佐屋前公民館	0.27	0.30
	いこいの村なみえ	0.23	0.25
幾 世 橋	なみえ創成小学校・なみえ創成中学校	0.08	0.09
	幾世中継ポンプ場	0.16	0.18
	幾世橋集会所	0.06	0.07
	幾世橋消防屯所	0.10	0.11
	町道小熊田宮田線交差点付近	0.09	0.10
	幾世橋小学校	0.08	0.09
	浪江町公民館幾世橋分館	0.06	0.06
	浪江浄化センター	0.13	0.14
	大字棚塩字北棚地内	0.11	0.12
	棚塩霊園	0.09	0.11
	北棚塩総合集会所	0.06	0.07
	棚塩集会所	0.06	0.06
	大字棚塩字中舁倉地内	0.07	0.07
	大平山避難場所	0.18	0.19
請 戸	浜街道境松付近	0.15	0.16
	大字請戸集会所	0.03	0.04
	請戸小学校	0.10	0.11
	小丸多目的集会所	7.83	7.98
大 堀	やすらぎ荘	6.97	7.16
	井手多目的研修センター	2.02	2.11
	末森中継ポンプ場	1.24	1.31
	末森集会所	0.72	0.79
	アクセスホームさくら	0.21	0.19

地 区	測 定 地 点	5月1日	5月15日
大 堀	田末消防屯所	0.41	0.44
	田尻集会所	0.18	0.19
	陶芸の杜おおぼり	2.84	2.88
	大堀総合グラウンド	0.30	0.32
	大堀小学校	0.53	0.54
	小野田集会所	0.31	0.32
	谷津田集会所	0.17	0.17
	大字谷津田字乱塔前地内	0.43	0.46
	谷津田取水場入口	0.39	0.43
	酒井集会所	1.10	1.15
大 堀	室原田子平墓地	0.45	0.48
	室原北向集会所	1.23	1.30
	室原上組集会所	2.11	2.15
	家老集会所	2.14	2.26
	室原公民館	0.57	0.61
	上立野公民館	0.46	0.45
	荻野配水場	0.81	0.80
	立野中多目的集会所	0.29	0.30
	下立野消防屯所	0.32	0.33
	浪江公民館荻野分館	0.64	0.69
荻 野	荻野小学校	0.26	0.27
	荻宿公民館	0.44	0.45
	加倉運動公園	0.31	0.32
	福島県浪江ひまわり荘	調整中	0.37
	加倉集会所	0.26	0.27
	酒田集会所	0.34	0.35
	浪江高等学校	0.21	0.19
	西台消防屯所	0.12	0.13
	藤橋消防屯所	0.11	0.12
	大柿ダム管理事務所	0.69	0.71
津 島	羽附集会所	0.22	0.23
	大字津島集会所	0.74	0.78
	浪江町立津島小学校	1.33	1.37
	浪江町立津島中学校	0.65	0.69
	福島県立浪江高等学校津島校	3.21	3.36
	下津島集会所	1.51	1.55
	大字下津島字大和久地内	3.36	3.39
	津島活性化センター	0.33	0.34
	南津島上集会所	1.70	1.82
	南下コミュニティセンター	1.92	1.96
津 島	赤宇木集会所	2.18	2.27
	葛久保集会所	2.55	2.68
	手七郎集会所	2.63	2.71
	大柿簡易郵便局(葛尾村営バス停脇)	3.59	3.76
	屋管根消防屯所	3.42	3.59
	沢先集会所	0.74	1.05

町内空間線量測定結果

問 総務課防災安全係 Tel 0240(34)0229

上記モニタリングポストが設置されていない箇所の空間線量測定結果をお知らせします。

シンチレーション式サーベイメータにより、地上1メートル地点の測定値を掲載しています。

(単位: $\mu\text{Sv/h}$)

地 区	測 定 地 点	測定値	地 区	測 定 地 点	測定値	地 区	測 定 地 点	測定値
浪 江	新町セブンイレブン付近	0.14	請 戸	請戸漁港	0.09	荻 野	加倉ファミリーマート付近	0.84
	常磐線陸橋東側	0.15		請戸小学校	0.12		加倉ローソン付近	0.40
	常磐線陸橋西側	0.26		中浜消防屯所付近	0.08		藤橋字善明迫地内	0.11
	川添字小丸田地内	0.45		両竹消防屯所付近	0.08		藤橋不動尊前	0.17
	国道6号高瀬交差点付近	0.08	大 堀	小丸字赤下地内	1.33	津 島	津島字水境地内	0.77
	高瀬字小高瀬迫地内	0.31		小丸字三程地内	0.50		津島字仲野作地内	2.30
幾 世 橋	貴布祢	0.14		畑川集会所	0.57		津島字谷津地内	1.07
	北幾世橋字町尻地内	0.19		立野字根渡地内	0.41		上津島消防屯所	0.93
	北幾世橋字荒井前地内	0.10	荻 野	酒田町営住宅	0.34		浪江町役場津島支所	1.85
	棚塩字弥平迫地内	0.10		国道114号仙人沢トンネル南側	2.20		赤宇木字們平地内	2.77
	浪江にじいろこども園	0.09		室原字小萱地内	0.70		屋管根字尺石地内	2.98
	浪江にじいろこども園	0.09		室原字堀知木地内	0.76			
請 戸	請戸橋南側	0.07						

* 測定日は5月8日・9日です。

水道料金・下水道使用料 申請による免除期間を令和2年3月31日まで延長します

次の方については、申請により浪江町上下水道料金などの免除を継続します。新たに免除を希望する方は手続をしてください。

- ① 平成23年3月11日時点で浪江町民だった方
- ② 上下水道料金免除の申請時において、浪江町に住民登録のある方
- ③ 浪江町が発行する被災証明書の交付があった方

※すでに免除申請を提出した方は、再度申請する必要はありません。

※免除は浪江町の水道料金と下水道使用料のみです。また、事業用の水道料金および下水道使用料は対象外です。

※免除できるのは原則1使用者1か所です。

【免除の期間】 令和2年3月31日まで

【申請手続・必要書類】

役場本庁舎（住宅水道課上水道係）、二本松事務所もしくは各出張所の窓口または郵送で必要な手続をしてください。免除申請の手続をしない場合、料金免除とはなりません（申請時から免除となります）。

対 象 者	必 要 な 書 類
引き続き水道を使用する方	①申請書（様式第1号） ②住民票の写し（申請日から3か月以内で個人番号（マイナンバー）の記載は不要）または被災証明書 ③本人確認ができる書類（健康保険証、運転免許証、年金手帳など） ※②はコピー可 ※③は原本を確認します。郵送で手続する場合はコピーを同封してください。
これから水道を使用する方	●上記①～③の書類 ●開栓届

※世帯が別な方が代理で上記申請をする場合は、委任状が必要です。

今後、水道を使用しない方は、住宅水道課上水道係に電話または「上下水道停止届」を提出してください。

申・問 住宅水道課上水道係 TEL 0240 (34) 0234 ・住宅水道課下水道係 TEL 0240 (34) 0231

井戸水・沢水などの飲用水の確保について

問 住宅水道課上水道係
TEL 0240 (34) 0234

町は、避難指示解除に伴い、浪江町に帰還し居住をする方で、震災以前に使っていた井戸水や沢水が枯れてしまった、または、放射性物質の混入による不安があるなどの理由でお困りの方を対象に、井戸の掘削を行います。

なお、上水道を使用していた方は、対象となりません。

詳細については、お問合せください。



浪江町内の水質検査結果

問 住宅水道課上水道係
TEL 0240 (34) 0234

町は、水道水の水質検査を毎月行っています。結果は次のとおりです。

採水月日：平成31年4月10日

検査項目	検 査 成 績				水質基準
	小野田取水場 (浄水)	谷津田取水場 (浄水)	大堀取水場 (浄水)	苅野取水場 (浄水)	
一般細菌	0	0	0	0	1 ml 中100以下
大腸菌	不検出	不検出	不検出	不検出	検出されないこと
塩化物イオン	4.3 mg/ℓ	5.5 mg/ℓ	4.2 mg/ℓ	4.9 mg/ℓ	200 mg/ℓ 以下
有機物	0.3 mg/ℓ 未満	0.3 mg/ℓ 未満	0.3 mg/ℓ 未満	0.3 mg/ℓ	3 mg/ℓ 以下
pH値	6.7	7.6	7.5	7.4	5.8～8.6
味	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
臭気	異常なし	異常なし	異常なし	異常なし	異常でないこと
色度	1.0度未満	1.0度未満	1.0度未満	1.0度未満	5度以下
濁度	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	0.1度未満	2度以下

※水道法9項目(基本的項目)の検査結果です。 検査委託機関：株式会社環境測定サービス